

# 令和8年度 税制改正に関する要望

令和7年9月

名古屋商工会議所

## 【基本的な考え方】

1. 地域経済の好循環を支える中小企業の事業継続支援
2. 中小企業の持続的な成長に向けた付加価値拡大・生産性向上への支援
3. 円滑な企業活動を支えるビジネス環境の整備

要望項目：27項目 **赤字** うち重点要望：10項目  
 ◎ うち期限到来：4項目  
 ★ うち新規要望：2項目

## 【個別要望事項】

### 1. 中小・中堅企業の「稼ぐ力」の強化に向けた税制

#### (1) ◎研究開発税制（中小企業技術基盤強化税制）の延長・拡充

「稼ぐ力」の強化には、イノベーション創出に繋がる研究開発投資が不可欠。企業の研究開発投資を後押しするため、制度の簡素化や試験研究費の対象範囲の拡充など制度改善を図り、延長すべき

#### (2) イノベーションボックス税制の拡充

対象となる知的財産は特許及びAI関連のソフトウェアのみ、所得は知財のライセンス収入および譲渡所得のみ。知財活用による企業の収益力強化に向けて、対象となる知的財産や所得の範囲を拡充すべき

#### (3) ◎カーボンニュートラル投資促進税制の延長・拡充

2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、企業の脱炭素化投資を一層加速させるため、繰越控除の創設などの制度拡充を図り、延長すべき

#### (4) ◎地方拠点強化税制の延長・拡充

#### (5) 償却資産に係る固定資産税の廃止

#### (6) 建物等の償却資産における減価償却方法の見直し

### 2. 円滑な事業承継に資する税制

#### (1) 事業承継税制特例措置の活用促進に向けた見直し

##### ① 事業承継税制特例措置の恒久化・本則化

相続や事業承継に終わりはなく、長期に亘る制度設計が必要。承継に係る経営リスクを軽減するためにも、特例制度の恒久化・本則化、もしくは一般措置の特例措置並みの拡充を検討すべき

##### ② 活用促進に向けた事務手続きの改善について

- ・提出書類に係る宥恕(ゆうじょ)規定の創設
- ・5年経過後の報告不要化
- ・書類提出期限の事前通知
- ・年次報告書と継続届出書の提出先の一本化

#### (2) 取引相場のない株式の評価方法の抜本的な見直し

時価純資産価額方式は、会社の清算を前提とした評価方法ではなく、ゴーイングコンサーンを前提とした評価へ見直しを図るべき

### 3. 人材確保・育成に向けた支援

#### (1) 中小・中堅企業向け賃上げ促進税制の拡充

賃上げを起点とした成長型経済の実現に向けて、「防衛的な賃上げ」に取り組む中小企業を支援するために、更なる拡充を図るべき

#### (2) ★優秀な経営人材の確保・定着に向けた業績連動給与の支給要件の緩和

中小企業による優秀な経営人材の確保・定着に向けて、業績連動給与の適用対象の拡大、支給要件の緩和を図るべき

#### (3) ★特定退職金共済制度等における掛金の十分な水準までの引き上げ

中小企業の人材確保・定着や従業員の老後生活の安定に向けて、特定退職金共済制度等の掛金の上限を引き上げるべき

#### (4) リスキングやリカレント教育を後押しする税制措置の創設

#### (5) 少子化・子育てに対する企業の支援を促進する税制措置の創設

### 4. 創業、ベンチャー支援に関する税制措置の拡充

#### (1) ベンチャー企業への投資促進のための税制措置の拡充

- ① エンジェル税制の拡充・適用要件緩和・手続き簡素化
- ② ベンチャー企業への出資に伴うキャピタルゲイン税の軽減措置

#### (2) 創業に関する税制措置の拡充

### 5. 海外展開支援税制

#### (1) 海外子会社からの受取配当金の全額益金不算入の実現

#### (2) 海外展開支援税制の拡充

#### (3) CFC税制、グローバル・ミニマム課税への適切な対応

### 6. わが国のビジネス環境整備に資する税制

#### (1) ◎少額減価償却資産の損金算入特例の延長・拡充

デジタル機器をはじめとする機械器具は、物価上昇や製品の高機能化、高付加価値化によって価格が上昇しており、取得価額(30万円未満)及び取得合計額の上限を引き上げた上で、延長すべき

#### (2) 留保金課税の撤廃もしくは中堅企業への留保金課税の廃止

法人税納付後の利益剰余金に再度課税する留保金課税は、二重課税であり廃止すべき。もしくは、地域経済への貢献度も高い中堅企業も中小企業と同様、対象外にすべき。

#### (3) インボイス制度の負担軽減措置の見直し／軽減税率制度の見直し

#### (4) 欠損金の繰越期間(10年間)無期限化

#### (5) 欠損金の繰戻還付制度の適用対象拡大と拡充

#### (6) 中小企業の成長を阻害する税制への反対

・印紙税、事業所税、石油諸税、その他消費税と二重課税になっている諸税の廃止

#### (7) 自動車関係諸税の抜本的な見直し

#### (8) 効率的で簡素な納税事務の実現

# 目次

## 一. 税制改正に対する基本的な考え方

1. 地域経済の好循環を支える中小企業の事業継続支援..... 1
2. 中小企業の持続的な成長に向けた付加価値拡大・生産性向上への支援..... 1
3. 円滑な企業活動を支えるビジネス環境の整備..... 1

## 二. 個別要望事項

(網掛け:重点要望、★:新規要望項目)

### 1. 中小企業の「稼ぐ力」の強化に向けた税制

- (1) 研究開発税制(中小企業技術基盤強化税制)の延長・拡充..... 2
- (2) イノベーションボックス税制の拡充..... 2
- (3) カーボンニュートラル投資促進税制の延長・拡充..... 2
- (4) 地方拠点強化税制の延長・拡充..... 2
- (5) 償却資産に係る固定資産税の廃止..... 2
- (6) 建物等の償却資産における減価償却方法の見直し..... 3

### 2. 円滑な事業承継に資する税制

- (1) 事業承継税制特例措置の活用促進に向けた見直し..... 3
- (2) 取引相場のない株式の評価方法の抜本的な見直し..... 4
- (3) M&Aを活用した事業承継を促進する税制の充実..... 4

### 3. 人材確保・育成に向けた支援

- (1) 中小・中堅企業向け賃上げ促進税制の拡充..... 4
- (2) ★優秀な経営人材の確保・定着に向けた業績連動給与の支給要件の緩和..... 4
- (3) ★特定退職金共済制度等における掛金の十分な水準までの引き上げ..... 5
- (4) リスキングやリカレント教育を後押しする税制措置の創設..... 5
- (5) 少子化・子育てに対する企業の支援を促進する税制措置の創設..... 5

### 4. 創業、ベンチャー支援に関する税制措置の拡充

- (1) ベンチャー企業への投資促進のための税制措置の拡充..... 5
- (2) 創業に関する税制措置の拡充..... 5

### 5. 海外展開支援税制

- (1) 海外子会社からの受取配当金の全額益金不算入の実現..... 6
- (2) 海外展開支援税制の拡充..... 6
- (3) CFC税制、グローバル・ミニマム課税への適切な対応..... 6

## 6. わが国のビジネス環境整備に資する税制

(1) 少額減価償却資産の損金算入特例の延長・拡充 .....	7
(2) 留保金課税の撤廃もしくは中堅企業への留保金課税の廃止 .....	7
(3) インボイス制度の負担軽減措置の見直し／軽減税率制度の見直し .....	7
(4) 欠損金の繰越期間（10年間）の無期限化 .....	7
(5) 欠損金の繰戻還付制度の適用対象拡大と拡充 .....	8
(6) 中小企業の成長を阻害する税制への反対 .....	8
(7) 自動車関係諸税の抜本的見直し .....	9
(8) 効率的で簡素な納税事務の実現 .....	9

# 一. 税制改正に対する基本的な考え方

## 1. 地域経済の好循環を支える中小企業への事業継続支援

日本経済は高水準の賃上げや設備投資を背景に、30年続いたコストカット型経済から成長型経済への転換を図る好機を迎えている。日本の経済基盤を支える中小企業は、全雇用の7割を占め、雇用創出や地域社会の活性化の中心的な存在であり、経済の好循環を生み出す原動力である。

しかしながら、人手不足の深刻化、資材・原材料価格の高騰、国際情勢の不確実性といった様々な課題が、中小企業の経営を圧迫している。中小企業がこれらの課題に対応し、その重要な役割を果たし続けるためには、事業継続に向けた実効的な支援が不可欠である。

## 2. 中小企業の持続的な成長に向けた付加価値拡大・生産性向上への支援

中小企業が競争力を維持・強化し、持続的に成長していくためには、技術革新やデジタル化への積極的な対応が欠かせない。また、多くの中小企業は厳しい経営環境の中で、「防衛的な賃上げ」を余儀なくされており、“稼ぐ力”の強化は喫緊の課題である。

このような中でも、中小企業は時代の変化を柔軟に捉え、新たな付加価値の創出や、デジタル技術を活用した業務効率化に取り組み、自己変革に果敢に挑戦している。こうした前向きな取り組みをさらに後押しし、中小企業の持続的な成長を支える環境づくりが重要である。

## 3. 円滑な企業活動を支えるビジネス環境の整備

中小企業が安定して事業を展開し、持続的な成長を実現するためには、企業の円滑な事業活動を支える公平・公正なビジネス環境の整備が不可欠である。特に、持続的な賃上げを実現するためには、労務費を含む適正な価格転嫁が必要であり、経済の好循環を支える基盤となる。

あわせて、中小企業の成長や経営基盤を妨げている、現状にそぐわない税制や二重課税の問題については、速やかな見直しが求められている。また、納税者にとって、簡潔で分かりやすく、納税事務の簡素化も望まれている。

以上のような考え方に基づいて、次頁以降に個別要望事項を記載する。

## 二. 個別要望事項

(網掛け:重点要望 ◎:令和7年度末期限到来 ★:新規要望項目)

### 1. 中小・中堅企業の「稼ぐ力」の強化に向けた税制

#### (1) ◎研究開発税制(中小企業技術基盤強化税制)の延長・拡充

中小企業が競争力を高め、「稼ぐ力」を強化するためには、イノベーション創出に繋がる研究開発投資が不可欠であり、積極的に研究開発投資を維持・拡大する中小企業への継続的な後押しが重要である。

令和7年度末に時限措置が期限を迎える研究開発税制(中小企業技術基盤強化税制)は、制度全体として恒久化すべきである。また、書類が煩雑で制度を利用しづらい、自社の研究開発内容が制度対象外で利用できないとの声が多数寄せられており、幅広い企業に利用されるよう、制度の簡素化や試験研究費の対象範囲の拡充など制度改善を図るべきである。

#### (2) イノベーションボックス税制の拡充

わが国のイノベーション拠点の立地競争力を強化する観点から、国内で自ら研究開発した知的財産から生じる所得に対する減税措置が、令和7年4月から施行された。

対象となる知的財産は特許及びAI関連のソフトウェアのみ、所得は知財のライセンス収入および譲渡所得のみとなっており、知財活用による企業の収益力強化に向けて、対象となる知的財産や所得の範囲を拡充すべきである。

#### (3) ◎カーボンニュートラル投資促進税制の延長・拡充

カーボンニュートラル投資促進税制は、令和6年度税制改正にて認定期間の延長や対象設備の拡充が図られたが、今年度末に期限を迎える。

2050年カーボンニュートラルの実現には、企業の脱炭素化投資を一層加速させるため、制度の延長に加え、繰越控除措置の創設など、更なる制度の拡充を行うべきである。

#### (4) ◎地方拠点強化税制の延長・拡充

地方拠点強化税制は、地方創生の実現に向け、本社機能(事務所・研究所・研修所)の地方への移転・分散化や地方における拠点強化を促すために措置されたが、活用状況は芳しくない。令和7年度末に期限を迎えるが、東京一極集中の是正や地方へ人の流れをつくり出すためにも、移転・拡充候補地の情報提供や物件紹介、移転・拡充先での人材確保・採用のサポートを拡充するなど、利用促進に向けた改善を図りつつ、延長すべきである。

#### (5) 償却資産に係る固定資産税の廃止

赤字企業にも課税される償却資産に係る固定資産税は、物価上昇など厳しい状況下においても持続的な成長を目指し、前向きな設備投資を継続する事業者の投資意欲を削ぐものである。また、国際的にも稀な税制であることから廃止すべきである。

## (6) 建物等の償却資産における減価償却方法の見直し

建物や建物附属設備等の減価償却資産は、償却方法が定率法から定額法へ変更される等、設備投資直後の償却限度額を縮小する方向で改正が行われてきた。しかしながら、償却限度額の縮小は、手元キャッシュの減少による資金繰りの悪化や設備投資の抑制にもつながりかねず、定率法を適用可能にする等の見直しが必要である。

また、建物の耐用年数は、企業の設備投資サイクルに適合していないとの声も多く聞かれ、償却方法の見直しとともに法定耐用年数についても見直し措置を講じるべきである。

## 2. 円滑な事業承継に資する税制

### (1) 事業承継税制特例措置の活用促進に向けた見直し

価値ある事業を次世代に引き継ぐため、平成 30 年度税制改正で抜本的に拡充された事業承継税制特例措置は、利用した中小企業の円滑な事業承継に大きく影響し高い評価を得ている。

しかしながら一方で、具体的な活用の検討を進める中で「細かい適用要件がある」や「手続きが煩雑で大きな負担である」「納税猶予の取消事由に抵触し、その時点で一括納税となるリスクが不安で利用を躊躇している」など、中小企業や税理士等の専門家からも多く声が寄せられている。

相続税の課税件数割合や総税収に占める相続税・贈与税収の割合は、いずれも米英と比較すると高水準であり、円滑な事業承継を阻害する一因となっている。中小企業の円滑な事業承継を実現するため、以下の点について検討すべきである。

#### ①事業承継税制特例措置の恒久化・本則化

相続や事業承継に終わりはなく、親世代から子世代への承継に加え、子世代から孫世代への承継にも配慮した、長期に亘る制度設計が必要である。承継に係る経営リスクを軽減するためにも、特例措置の恒久化・本則化、もしくは一般措置の特例措置並みの拡充を検討すべきである。

また、事業承継税制特例措置が終了した場合、既に特例措置を活用して事業承継が完了している事業者の次世代へ事業承継について影響が出る可能性があり、制度の周知徹底・理解を深めることを行うとともに、移行経過措置もあわせて検討すべきである。

#### ②利用促進に向けた事務手続きの改善について

##### a. 提出書類に係る宥恕（ゆうじょ）規定の創設

提出期限の不備による制度利用の支障を防ぐため、宥恕規定（特例要件に必要な書類に不備があっても、やむを得ない事情があると税務署長が認めた時に、特例措置を認める規定）を明確化すべきである。

##### b. 5年経過後の報告不要化

納税猶予の適用を受けてから最初の5年間（以下、事業継続期間）は、都道府県と税務署それぞれに年1回報告し、事業継続期間後は3年ごとに税務署に報告を行う必要がある。しかしながら、事業継続期間後の納税猶予を受けている企業の存在や事業の実態については、毎年の法人税等の申告書で確認することが可能であり、5年経過後の税務署への報告は不要とすべきである。

### c. 書類提出期限の事前通知

納税猶予の継続届出書の提出期限の到来を、事前に知らせる文書を発出するべきである。

### d. 年次報告書と継続届出書の提出先の一本化

5年間の事業承継期間においては、都道府県への年次報告書と税務署への継続届出書をそれぞれ作成・提出しなければならず、提出忘れによる猶予取り消しリスクもあり、利用者の不安要因となっている。このため、提出書類や提出先の一本化を行い、利用者の利便性を高めるべきである。

## (2) 取引相場のない株式の評価方法の抜本的な見直し

相続税納税猶予制度を活用しない事業承継については、依然として相続税の負担が大きい。株式の現行の評価方法では、事業を継続し企業価値を高めるほど、自社の株式評価は上昇するため、高い株価に課せられる相続税やそれに伴う納税資金借入負担が過大となり、中小企業の円滑な事業承継を妨げる要因となっている。

時価純資産価額方式においては、会社の清算を前提とした評価方法ではなく、ゴーイングコンサーン（事業継続）を前提とした評価への見直しが必要である。

## (3) M&Aを活用した事業承継を促進する税制の充実

少子化や厳しい経営環境などを背景に、M&Aによる事業承継は、企業が存続することによる地域経済、地域雇用への影響の面でもメリットが大きく、デューデリジェンス費用や仲介手数料の損金算入など措置の拡充を検討すべきである。

## 3. 人材確保・育成に向けた支援

### (1) 中小・中堅企業向け賃上げ促進税制の拡充

構造的・持続的な賃上げに向けて、令和6年度税制改正にて「賃上げ促進税制」は、中小企業を対象に最大5年間の繰越控除措置や控除率の引き上げ、中堅企業向け枠組みの創設など拡充が図られた。

しかしながら、名古屋商工会議所が令和7年2月に実施した調査によれば、次年度の実施施策として、「ベースアップ」「定期昇給」を実施する見込みと回答した企業は約4割に上ったが、回答した企業のうち約6割は原資が確保されていない「防衛的な賃上げ」であると回答した。業況が厳しい中でも賃上げに取り組む中小企業を支援し、賃上げを起点とした成長型経済の実現を図るためにも更なる拡充を検討すべきである。

### (2) ★優秀な経営人材の確保・定着に向けた業績連動給与の支給要件の緩和

優秀な経営人材の確保・定着に向けた対応が今後重要となる中、スタートアップやM&A等を通じた事業再構築を促進するインセンティブ強化のための業績連動給与については、中小企業にも対応可能な簡素な仕組み（中小企業向けの税務コーポレートガバナンス制度の創設等）としたうえで適用対象を拡大すべきである。

また、年間を通じて好不況の変動が激しい中小企業の実態を踏まえ、役員給与改定事由の「通常改定」については年度途中での改定を事業年度開始から半年後まで認める等、弾力的かつ機動的な仕組みにすべきである。

### **(3) ★特定退職金共済制度等における掛金の十分な水準までの引き上げ**

高齢化が進展するなか、企業型確定拠出年金の拠出限度額の拡充が進み、企業年金による老後保障の充実が図られている。一方、従業員の退職金や企業年金の代替として、多くの中小企業は特定退職金共済制度や中小企業退職金共済制度などを活用しているが、その掛金水準は長年据え置かれたままである。

従業員の安定した老後生活の保障や中小企業の福利厚生の実現の観点から、これらの制度の掛金上限も引き上げるべきである。

### **(4) リスキリングやリカレント教育を後押しする税制措置の創設**

企業が従業員に対し、新しいスキルを身につけてもらう「リスキリング」や、仕事で求められる能力・資質の向上のみならず、従業員が自身のキャリア教育に資するスキルを身につける「リカレント教育」が注目されている。

これらは産業界の人材育成や、個人各々のスキルアップを通じた成長分野等への労働移動、地域間・業種間の雇用流動性を高めるものであり、中小企業が直面する人手不足の解消に資することから、税制上の措置を講じるべきである。

### **(5) 少子化・子育てに対する企業の支援を促進する税制措置の創設**

仕事と子育ての両立支援や女性の活躍促進に取り組む企業に対し、育児休暇（休業）や短時間勤務者の代替要員を確保した場合の人件費、育児支援サービスの提供に要する経費などに対する税額控除制度を創設すべきである。

## **4. 創業、ベンチャー支援に関する税制措置の拡充**

### **(1) ベンチャー企業への投資促進のための税制措置の拡充**

#### **① エンジェル税制の拡充・適用要件緩和・手続き簡素化**

地方における開業率の向上や、スタートアップの発展による地域の雇用拡大を図るためには、地域課題の解決に資する事業を行う企業や、地方での成長志向を持つ企業に対するリスクマネー供給の促進が不可欠である。個人投資家によるリスクマネーの供給を促すため、エンジェル税制が措置されているが、制度や手続きの簡素化を行い、更なる利用促進を講じるべきである。

#### **② ベンチャー企業への出資に伴うキャピタルゲイン税の軽減措置**

わが国企業がビジネス変革に取り組み、競争力を強化していくためには、新たな付加価値を創出するベンチャー企業に対する支援が不可欠であるが、わが国の取り組みは欧米諸国に比べて遅れている。個人投資家や事業会社からのリスクマネーの供給を促すようなキャピタルゲイン税率の軽減などの措置を行うべきである。

## (2) 創業に関する税制措置の拡充

中小企業のスタートアップ時の経営基盤を強化し、企業の拡大・発展を強力に後押しするため、下記の措置を検討すべきである。

- ・ 創業後 5 年間の法人税免税措置
- ・ 創業後 5 年間に生じた欠損金の繰越控除期間の無期限化
- ・ 創業者親族等から贈与された創業資金に係る贈与税非課税（1,000 万円）の創設
- ・ 創出された雇用に応じた税額控除制度の創設

## 5. 海外展開支援税制

### (1) 海外子会社からの受取配当金の全額益金不算入の実現

海外展開による利益の国内への還流を促進するために、平成 21 年度税制改正において導入された受取配当金益金不算入制度について、中小企業の海外展開を一層促進すべく、海外子会社からの受取配当金を全額益金不算入とすべきである。

### (2) 海外展開支援税制の拡充

少子高齢化に伴う国内市場の縮小、経済のグローバル化の進展に対応するため、海外展開に積極的な中小企業を後押しする税制措置（投資リスクの軽減を含む）が必要である。

- ・ 海外展開への取り組みに係る費用（海外コンサル費用等）の税額控除の創設
- ・ 海外子会社の経営基盤の早期安定化のために、少なくとも設立後 3 年間は親会社による人件費負担を海外寄付金対象から除外
- ・ 外国税額控除の繰越控除限度額及び繰越控除対象外国法人税額の繰越期間（現行 3 年）を 10 年へ延長

### (3) CFC 税制（外国子会社合算税制）、グローバル・ミニマム課税への適切な対応

CFC 税制やグローバル・ミニマム課税への対応については、実務上の負担が大きく、制度も分かりづらいとの意見が多い。過剰な課税や過度なコンプライアンスコストが発生しないように留意すべきである。また、特に人材資源が限られている中小企業に関しては、事務負担が軽減されるような特例を講ずるべきである。

## 6. わが国のビジネス環境整備に資する税制

### (1) ◎少額減価償却資産の損金算入特例の延長・拡充

少額減価償却資産の特例は、中小企業約 65 万社が活用する等、利用頻度が高く恒常的に利用されており、中小企業における減価償却資産の申告や納税等に係る事務負担の軽減、バックオフィス業務や製造現場等の効率化・生産性向上等に大きく寄与している。

一方で、足元の物価上昇に伴い、デジタル機器（パソコン、ソフトウェア等）をはじめとする機械器具の価格も値上げが相次いでいるほか、製品の高機能化・高付加価値化に伴う価格上昇もあり、現行の対象資産の取得価額（30 万円未満）や取得合計額の上限（300 万円以下）を超えてしまうケースが増加している。このため、中小企業の事務負担の軽減を通じた業務効率化、生産性向上の観点からも、現行の対象資産の取得価額（30 万円未満）の引上げ、および取得合計額の上限（300 万円以下）の引上げを行ったうえで、同特例を本則化すべきである。

### (2) 留保金課税の撤廃もしくは中堅企業への留保金課税の廃止

経営環境の急速な変化に対応し、企業が生き残っていくためには、新たな成長投資が必要不可欠であり、これを行うための財務基盤の強化は、企業にとって極めて重要である。また、法人税納付後の利益剰余金に再度課税することは二重課税に当たり、留保金課税は速やかに廃止すべきである。

留保金課税は資本金 1 億円超、特定同族会社の企業が対象となるが、中堅企業は地域経済を牽引し、良質な雇用の場として地域の好循環創出に大きく貢献しており、対象外にすべきである。

### (3) インボイス制度の負担軽減措置の見直し／軽減税率制度の見直し

名古屋商工会議所が令和 7 年 5 月に実施した税制改正アンケートによれば、令和 5 年 10 月から導入されたインボイス制度において、確認作業などの事務負担が増加したとの回答した企業が数多くあった。令和 8 年 9 月に負担軽減措置が廃止・縮小される予定だが、負担軽減措置の効果を十分検証し、必要に応じて負担軽減措置の延長・恒久化を検討すべきである。

令和元年 10 月に導入された消費税の軽減税率制度については、複数税率により会計処理が複雑になっており、事業者は過度な事務負担を強いられている。税率を統一し、事業者の負担軽減を図るべきである。

### (4) 欠損金の繰越期間（10 年間）の無期限化

欠損金の繰越控除制度は、法人税負担の平準化を図るために設けられている制度である。欠損金の繰越期間は 10 年間とされているが、中小企業は損益分岐点比率が高く、景気変動や外部環境の変化が直接収支に影響するため、赤字と黒字を繰り返す傾向がある。

また、国際的に見ても多くの国では、中小企業の欠損金繰越控除は制限しておらず、中小企業が長期にわたり経営を安定させることができるよう、欠損金の繰越期間を無期限とすべきである。また中堅企業においても、繰越控除限度額を所得の全額とすべきである。

## (5) 欠損金の繰戻還付制度の適用対象拡大と拡充

欠損金繰戻還付制度は本来、事業年度課税の欠陥を補うものとして、法人税法に規定されているものである。地域経済と雇用の中核として大きな役割を担っている中堅企業の財務基盤強化の観点から、中堅企業まで対象を拡大すべきである。

また、事業継続のための借入金等に係る返済をはじめ、資金繰りに苦しむ中小企業は多い。中小企業に対する抜本的な資金繰り支援として、青色欠損金の繰戻し還付の対象期間を複数年度に拡充すべきである。

## (6) 中小企業の成長を阻害する税制への反対

中小企業は赤字法人であっても、雇用を通じて国や地方の財政に大きく貢献している。中小企業が抱える雇用は、国内全体の7割を支え、社会保険料の事業主負担は民間事業主拠出分の約4割を負担している。こうした役割や存在意義を理解した上で、中小企業への課税強化については、その特性を考慮して、制度の公平性・簡素化といった様々な観点から検討すべきである。

単なる財源確保といった安易な課税強化には強く反対する。また、時代に即していない税制や公平感を欠く税制は、中小企業の成長を阻害して意欲を削ぎ、引いては日本経済の活力を失わせるものであることから、速やかに廃止もしくは見直しすべきである。

### ①印紙税の廃止

印紙税は消費税との二重課税であるとともに、電子商取引やペーパーレス化が進展する中、文書を課税主体とすることに合理性がなく、時代に即していない税制である。

電子化への対応が比較的遅れている特定の業界や中小企業に負担が偏っており、課税上の不公平感が生じている。課税文書の判定が難しいなど事務負担は重く、一取引について何重にも課税される等の制度上の問題点も多いことから、印紙税は速やかに廃止すべきである。

### ②事業所税の廃止

事業所税は、課税算出根拠が「事業所面積（資産割）」及び「従業員給与（従業者割）」となっていることから、赤字企業にも課税される事業に対する外形課税である。資産割部分は「固定資産税」、従業者割は「外形標準化された法人事業税」との二重課税となっている。

また、都市計画税が徴収される中であって、既にその目的を達成しており、さらには企業及び人口の集積する都市のみへの課税として都市間の公平性を欠いている。新規開業や立地促進、雇用維持、賃上げ等を阻害することから、事業所税は廃止すべきである。

### ③石油に課せられる税の廃止

国内産業の発展のためには、国際的なイコールフットイングと国際競争力の維持が必要である。現在、明らかに消費税との二重課税になっている石油諸税（揮発油税、地方揮発油税、石油ガス税、石油石炭税等）は廃止すべきである。

#### ④その他消費税との二重課税の廃止

以下に掲げる税は、消費税との二重課税となっており、廃止すべきである。

- ・嗜好品に課せられる税（酒税、たばこ税、たばこ特別税）
- ・ゴルフ場利用税
- ・建物に係る不動産取得税
- ・入湯税

#### (7) 自動車関係諸税の抜本的見直し

自動車産業は日本経済を支える重要な基幹産業であるが、CASEに代表されるように100年に一度の大変革に直面しており、カーボンニュートラルや自動運転技術など、日本が競争力を高め、世界のイノベーションをリードできるか重要な局面を迎えている。

日本の車体課税は自動車保有負担において、国際的にも主要国の中で、最も高い水準にある。国内自動車市場の安定・拡大を通じ、日本の産業や経済の活性化を図るためには、二重課税の解消など複雑な税制の簡素化を図るべきである。

また、『2050年カーボンニュートラル』目標の実現や自動車の枠を超えたモビリティ時代に向けて、保有者に偏る負担を見直し、より広い受益者が負担し合う公平・中立・簡素な税制となるように、抜本的に見直すべきである。

#### (8) 効率的で簡素な納税事務の実現

国税の電子申告・納税システム（e-Tax）と地方税（eLTAX）を統合し、これに関わるすべての書類・手続きを電子化する等、税務行政の効率化と納税者の負担軽減を図るべきである。

また、本社や本店所在地の自治体における一括納付手続きの実現や、地方自治体毎に異なる書類の様式や手続き、納付期限等の統一、法人事業税の外形標準課税の付加価値割の計算の簡素化等により、企業の税務事務負担の軽減を図るべきである。